



労働政策研究報告書 No. 88

2007

JILPT : The Japan Institute for Labour Policy and Training

諸外国において任意規範等が果たしている
社会的機能と企業等の投資行動に与える
影響の実態に関する調査研究

労働政策研究・研修機構

諸外国において任意規範等が果たしている
社会的機能と企業等の投資行動に与える
影響の実態に関する調査研究

まえがき

社会的責任投資（SRI）は、一般的には、企業を財務的指標とともに、社会、環境、倫理などの企業の社会的責任（CSR）に関する社会的指標を基準に評価し、行われる投資行為のことである。すなわち、CSR を正しく実践している企業を評価し、評価の高い企業に投資を行うという投資手法である。全世界規模での SRI 投資資産は、2005 年末の段階で 300 兆円以上といわれ、その規模は現在も拡大傾向にある。しかし、投資手法としての SRI は、企業の社会、倫理などへの取り組みによる短期的な成果が見えにくいことから、短期リターンを期待する場合普及しにくい側面があることが指摘されるが、長期運用に関しては、安定的なリターンを期待できるものとして、近年では、機関投資家を通じた年金基金運用などの分野で活用される傾向にある。そうした中で、わが国における社会的責任投資（SRI）は、投資残高が 2006 年末時点で 2,374 億円と海外先進国と比較して、いまだその規模は小さく、機関投資と個人投資の両分野において今後の発展的な展開が期待される場所である。

そこで、当機構は、厚生労働省の要請を受け、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツで SRI の運用にあたり、法制度や任意規範の各国の現状がどのようになっているのか、その特徴はどういうところにあるのか、労働を含む社会的、倫理的分野における課題と展望はどうかといったことを明らかにする目的で調査研究を行った。

CSR および SRI については、労働分野において先行する調査研究は現段階では極めて少ない。そこで、今回は、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツの労働法に造詣の深い研究者の参加を得て、研究会を構成し、先行研究をベースに CSR をめぐる議論状況と SRI に関わる法規制、情報開示にかかる規制等の法制度状況についての論点の整理と分析を行うとともに、各国の SRI をめぐる枠組みと運用の実態を調査する目的で海外現地調査を実施した。本報告書は、①SRI を評価する前提となる社会規範としての CSR をめぐる議論、②SRI に関する法規制など背景的要因、③運用主体や格付け、モニタリングなど運用システム、情報開示の方法といった運用実態を柱とした、調査対象国ごとの法制、任意規範に関する整理、分析と実態調査結果により構成される。

ご多忙のなか、研究会メンバーとして、ご報告・ご執筆いただいた研究者の方々、海外現地調査にご協力いただいた各国関係者の方々、また、研究会等において、研究会メンバーの専門外の内容についてご教示を賜った国内研究者、専門家の方々に厚くお礼を申し上げます。本報告書が、労働分野における CSR、SRI の今後の議論展開に有効な手掛かりを提供することでできれば幸いです。

2007年8月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
理事長 小野 旭

執筆担当者（執筆順）

氏名	所属	執筆章
荒木 尚志	東京大学法学部 教授（主査）	序章
奥野 寿	立教大学法学部 准教授	第1部 第1章
呉 学殊	労働政策研究研修機構 副主任研究員	第1部 第2章
神吉知郁子	東京大学法学政治学研究科博士後期課程	第2部 第3章
野村かすみ	労働政策研究研修機構 主任調査員	第2部 第4章
小早川真理	三重大学人文学部 専任講師	第3部 第5章
松尾 義弘	労働政策研究研修機構 主任調査員	第3部 第6章
皆川 宏之	千葉大学法経学部 准教授	第4部 第7章
川田 知子	亜細亜大学法学部 准教授	第4部 第8章

「諸外国において任意規範が果たしている社会的機能と企業等の投資行動に
与える影響の実態に関する調査」研究会メンバー

（主査）	荒木 尚志	東京大学 法学部 教授
	奥野 寿	立教大学 法学部 准教授
	皆川 宏之	千葉大学 法経学部 准教授
	川田 知子	亜細亜大学 法学部 准教授（平成18年9月1日～）
	小早川真理	三重大学 人文学部 専任講師
	神吉知郁子	東京大学 法学政治学研究科 博士後期課程
	千葉登志夫	労働政策研究・研修機構 主任研究員（雇用戦略担当） （～平成18年8月30日）
	呉 学殊	労働政策研究・研修機構 副主任研究員（労使関係・ 労働法制担当）
	松尾 義弘	労働政策研究・研修機構 国際研究部 主任調査員
	野村かすみ	労働政策研究・研修機構 国際研究部 主任調査員
（オブザーバー）	小堀 幸一	厚生労働省 労働政策担当参事官室 室長補佐 （～平成18年8月30日）
	石川 悟	厚生労働省 労働政策担当参事官室 室長補佐 （平成18年9月1日～）
	村瀬 友哉	厚生労働省 労働政策担当参事官室 調整第二係長 （平成18年4月1日～）

目 次

まえがき

序章	1
第1節 調査研究の趣旨.....	1
第2節 アメリカ.....	2
第3節 イギリス.....	4
第4節 フランス.....	6
第5節 ドイツ.....	8
第6節 若干の考察.....	11
第1部 アメリカの法制と実態	13
第1章 コーポレート・ガバナンス、社会的責任投資(SRI)、企業の 社会的責任(CSR)を巡るアメリカの法的状況.....	15
第1節 はじめに.....	15
第2節 アメリカにおけるコーポレート・ガバナンスと被用者の経営参加.....	15
第3節 アメリカにおける SRI.....	21
第4節 CSR を促す法制度.....	29
第5節 むすび.....	32
第2章 アメリカにおける社会的責任投資(SRI)の推移と企業経営・労働への影響.....	35
第1節 アメリカの SRI の推移.....	35
第2節 SRI 推進機関とその役割.....	39
第3節 SRI の企業経営と労働に与える影響.....	49
第4節 むすび.....	54
第2部 イギリスの法制と実態	57
第3章 EU とイギリスにおける企業の社会的責任(CSR)・社会的責任投資(SRI)の 法的背景と新たな動き.....	59
第1節 はじめに.....	59
第2節 EU の動向.....	59
第3節 イギリスの取り組み.....	67
第4節 むすび.....	81

第4章	イギリスにおける社会的責任投資(SRI)の実態	83
第1節	はじめに	83
第2節	イギリスにおけるSRIの概要	83
第3節	SRIの拡大と年金改革	104
第4節	情報公開とコーポレート・ガバナンス	105
第5節	むすび	107
第3部	フランスの法制と実態	117
第5章	フランスにおける国家法と私的自主規範の関係	119
第1節	はじめに	119
第2節	CSRおよびSRIの政策・法制度上の位置	121
第3節	フランス労働法学の反応	126
第4節	むすび	128
第6章	フランスにおける社会的責任投資(SRI)の実態	130
第1節	はじめに	130
第2節	フランスSRIの概要	130
第3節	SRI市場のシステム	134
第4節	SRIのシステム	136
第5節	むすび	151
第4部	ドイツの法制と実態	153
第7章	ドイツにおける「企業の社会的責任(CSR)」と労働法	155
第1節	ドイツにおけるCSR	155
第2節	ドイツにおける労働関連法制の概要	161
第8章	ドイツにおける企業の社会的責任(CSR)と社会的責任投資(SRI)の実態	176
第1節	はじめに	176
第2節	CSRの概況	177
第3節	SRIの概況	180
第4節	SRIと年金運用	189
第5節	むすび	194
付属		199